

地籍調査のお知らせ

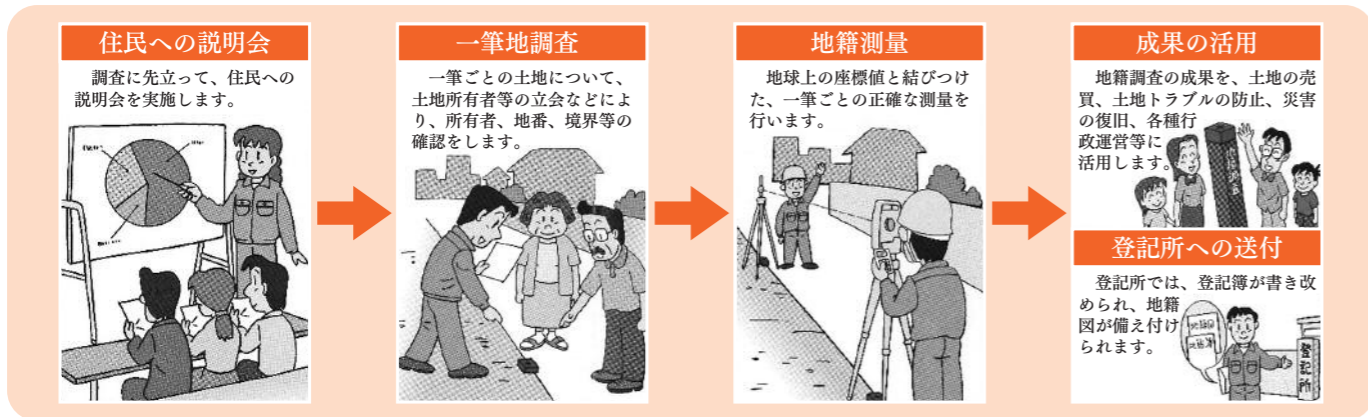
地籍調査の必要性とメリット

町では、平成29年度より地籍調査を進めております。昨年度は熱川の一部で「一筆調査」を実施し、今年度は片瀬地区の一部で調査を行います。関係者には通知を送付しましたので再度確認願います。現在、町内の図面（公図）の大半は、明治時代の地租改正時に作成されたものが、法務局（登記所）に備え付けられ、使われているのが実態です。そのため、土地の境界が不明確な場合や測量の正確性に欠けている場合がある等、現地と合っていないところがあります。そこで、地籍調査を実施することにより、正確に土地の実態を把握することができます。また、地籍調査を実施すると次のメリットがあります。

①災害復旧の迅速化 ②土地境界トラブル防止 ③公共事業の円滑化

特に①については、東日本大震災の復興において、地籍調査済の地区と未実施の地区では、用地調査・測量に約半年から1年の差が生じ、復興の進捗に影響を及ぼしました。

地籍調査の流れ



問合せ先 建設課 管理係 ☎95-6303

年金生活者支援給付金制度がはじまります

年金生活者支援給付金は、公的年金等の収入や所得額が一定基準額以下の、年金受給者の生活を支援するために、年金に上乗せして支給されるものです。
受取には請求書の提出が必要です。ご案内や事務手続きは、日本年金機構（年金事務所）が実施します。

【対象となる方】

- 老齢基礎年金を受給している方
以下の要件をすべて満たしている必要があります。
 - ・ 65歳以上である。
 - ・ 世帯員全員、町民税が非課税となっている。
 - ・ 年金収入額とその他所得額の合計が約88万以下である。
- 障害基礎年金・遺族基礎年金を受給している方
以下の要件を満たしている必要があります。
 - ・ 前年の所得額が約462万以下である。

【請求手続き】

- ① 平成31年4月1日以前から年金を受給している方
対象となる方には、日本年金機構から請求手続きのご案内が9月上旬から順次届きます。同封のがき（年金生活者支援給付金請求書）を記入し提出してください。
- ② 平成31年4月2日以降に年金を受給しはじめた方
年金の請求の手続きと併せて年金事務所または役場で請求手続きをしてください。

※請求手続きはお早めをお願いいたします。請求でお困りになったら下記までお問い合わせください。
※日本年金機構や、厚生労働省を装った不審な電話や案内にご注意ください。

日本年金機構や厚生労働省から、口座番号をお聞きしたり、手数料などの金銭を求めることはありません。

問合せ先 日本年金機構 給付金専用ダイヤル ☎0570-05-4092

町の財政状態は？

財政健全化 判断比率の公表

地方公共団体の財政の健全化に関する法律(以下、財政健全化法)に基づき、健全化判断比率及び資金不足比率の公表をしています。今回は平成30年度決算に基づく指標です。

第1表 東伊豆町の健全化判断比率と早期健全化基準・財政再生基準

健全化判断比率	30年度(今回)	29年度(前回)	早期健全化基準	財政再生基準	各比率の説明
実質赤字比率	- (赤字なし)	- (赤字なし)	15.0%	20.0%	一般会計等に生じている赤字
連結実質赤字比率	- (赤字なし)	- (赤字なし)	20.0%	30.0%	公営企業を含む町全体の会計の赤字
実質公債費比率	5.7%	6.5%	25.0%	35.0%	地方債の返済額(公債費)の大きさ
将来負担比率	58.0%	44.9%	350.0%		現在抱えている負債の大きさ

標準財政規模とは、標準的な状態で通常収入されるであろう経常的な一般財源の規模をいいます。

の標準財政規模に対する割合

- ◆ 実質赤字額及び連結実質赤字額がない場合(=黒字の場合)は、「-」と表示しています。
- ◆ 数値が大きいほど財政健全化法上財政が悪化していることを意味します。

財政健全化法では、公営企業の健全化についても定めています。東伊豆町には公営企業会計が2つあります。公営企業会計それぞれの資金不足比率を算定して、経営が健全化しているかどうかを判断します。

第2表 東伊豆町公営企業会計の資金不足比率

公営企業会計名称	30年度(今回)	29年度(前回)	経営健全化基準
水道事業(法適用)	- (資金不足なし)	- (資金不足なし)	20.0%
風力発電事業(法非適)	- (資金不足なし)	- (資金不足なし)	20.0%

この基準を超えた場合、経営健全化計画を定め、経営健全化を進めなければなりません。

- ◆ 資金の不足額がない場合は、「-」と表示しています。
- ◆ 会計名称の(法適用)とは地方公営企業法が適用される会計であることを意味しています。
- ◆ 資金不足比率が経営健全化基準を超えた場合、経営健全化計画を定め、経営健全化を進めなければなりません。



※財政健全化法制度全般については、総務省のホームページに詳しい資料が掲載されています。
(総務省ホームページ内地方公共団体財政健全化法関係資料)
<http://www.soumu.go.jp/iken/zaisei/kenzenka/index.html>

問合せ先 総務課 財政係 ☎95-6302